

監 査 報 告 書

令和7年5月27日

学 校 法 人 比 治 山 学 園

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

学 校 法 人 比 治 山 学 園

監 事

多田

功



監 事

石崎

和法



私たちは、学校法人比治山学園の監事として、令和5年改正私立学校法附則第4条の規定及び改正前の学校法人比治山学園寄附行為第15条の規定に基づき本学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における業務若しくは財産の状況又は理事の業務の執行状況に関して監査を行いました。

財産の状況は、会計監査人と連携し、財産目録及び計算書類について関係者から事情を聴取し検証を行いました。また、学校法人の業務及び理事の業務執行については、理事会及び評議員会、その他の会議に出席し報告を聴取するとともに、事業実施の報告書等を基に関係者から面談するなどにより監査を行いました。

監査の結果、本学園の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がないことを認めました。

なお、業務の監査において一部事業の執行に当たり一層の工夫や努力を要するものがありましたので、指摘や助言を行いました。